

令和2年度自動車騒音・道路沿道騒音調査（面的評価）結果

番号	路線名	区間 番号	住居等戸数（戸）				
			評価 対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過
1	一般国道 51 号	13070	515	499	0	14	2
2	一般国道 408 号	24010	45	41	0	2	2
3	成田 松尾線	41920	573	470	0	53	50
4	市道 郷部線	110040	755	750	3	0	2
5	東関東自動車道	120	78	78	0	0	0
6	一般国道 468 号（圏央道）	29070	13	13	0	0	0
7	一般国道 51 号	13060	97	80	0	7	10
8	一般国道 464 号	27090	616	615	0	0	1
9	横芝下総線	42450	116	115	0	0	1
10	八日市場佐倉線	60080	224	224	0	0	0
11	久住停車場十余三線	60300	72	72	0	0	0
12	市道ニュータウン中央線	180001	1955	1955	0	0	0
合計 （括弧内は％）			5,059	4,912 （97.1）	3 （0.1）	76 （1.5）	68 （1.3）

※道路交通騒音の指標（上表における”基準値”）は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、改正平成24年3月30日環境省告示第54号）の道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の値（下表）を用いた。

なお、未指定地域は「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成23年9月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に準じB類型とみなした。

騒音の環境基準（道路に面する地域及び近接空間）（単位：デシベル、 L_{eq} ）

地域の 類型	用途地域	道路の種類	時間の区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60以下	55以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70以下	65以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	65以下	60以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70以下	65以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
		幹線交通を担う道路に近接する 空間	70以下	65以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

「環境基本法第16条第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」（平成15年3月28日千葉県告示第278号、改正：平成24年3月23日千葉県告示第180号）